

無年金

法改正後なお26万人 厚労相、推計公表

毎日新聞 2016年10月27日

塩崎恭久厚生労働相は26日の衆院厚労委員会で、年金を受け取るのに必要な加入期間（受給資格期間）を現行の25年から10年に短縮する年金機能強化法改正案が成立しても、なお加入期間が足りずに救済されない無年金の高齢者が26万人に上るとの推計を明らかにした。

国民年金保険料の支払いは原則60歳までだが、受給資格期間が足りない場合は、70歳まで任意加入して支払いを続けることができる。塩崎氏は「70歳まで加入しても10年の受給資格期間を満たさない人は26万人と見込まれる」と述べた。

同改正案は厚労委で審議中だが、野党の賛成も得て今国会で成立する公算。改正案が成立すれば、来年10月から約64万人が新たに年金を受け取れるようになる見通しだ。

無・低年金対策抜本的に

高橋議員 暮らせない実態告発

衆院厚労委

しんぶん赤旗 2016年10月27日(木)

日本共産党の高橋千鶴子議員は26日の衆院厚生労働委員会で年金の受給資格短縮法案について質問し、無年金・低年金の解消に向けた抜本的対策を求めました。

同法案は、年金受給に必要な保険料の納付期間を25年から10年に短縮するもの。しかし高橋氏の質問に厚労省は、今回の期間短縮でも26万人が無年金者として残されることを明らかにしました。

高橋氏は、今回受給資格を得ても納付期間が10年では月1万6千円にしかならないと指摘。低年金者向けの「年金生活者支援給付金」も、納付期間10年では月1万2千500円と低年金解消にほど遠いことを明らかにし、「福祉給付の名に値しない」と批判しました。

高橋氏は、政府のデータでも65歳以上の単身者は基礎年金だけでは赤字だと指摘。「85歳になるが、それでも働き続けなければならない」など切実な声を示し、「これが『1億総活躍』か」「まじめに働いて保険料を納めても暮らせない。現実から出発すべきだ」と迫りました。

塩崎恭久厚生労働相は「社会保障全体でどうサポートするかだ」と言い訳しました。

高橋氏は、保険料後納制度によって受給額増や受給資格を得た人が6万8千人に上ることを示し、同制度を時限措置ではなく恒久制度とするよう要求。特別障害者給付金受給者を年金生活者支援給付金の対象とすることも提案しました。また無年金・低年金の全容調査を行い、解決に結びつけるよう求めました。

法改正でも無年金 26 万人 受給資格期間 10 年に短縮

日本経済新聞 2016/10/26

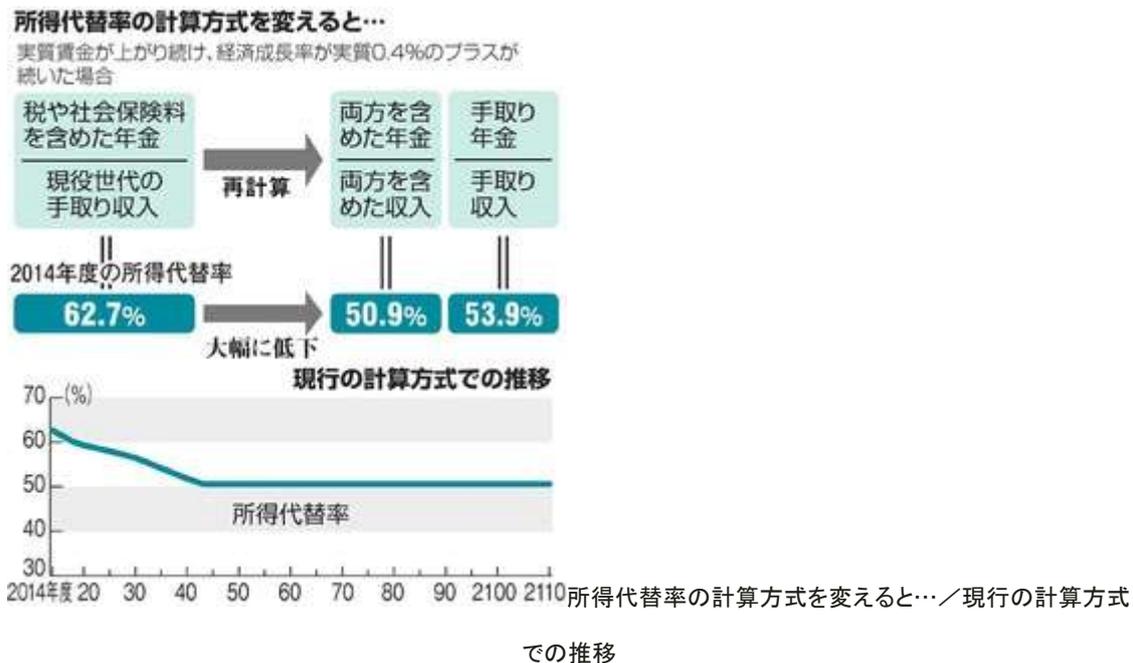
塩崎恭久厚生労働相は 26 日の衆院厚生労働委員会で、年金を受け取るのに必要な保険料の納付期間を 25 年から 10 年に短縮する法案が成立しても、加入期間が足りず約 26 万人が無年金のままになるとの推計を示した。

国民年金の保険料支払いは原則 60 歳までだが、70 歳まで払える。現状の加入期間が短いから、全く保険料を払っていないために、70 歳まで保険料を支払っても加入期間が 10 年に満たない高齢者が一定数いることになる。

受給資格期間の短縮を盛り込んだ年金機能強化法改正案は今国会で成立の見込み。約 64 万人が来年 10 月から新たに年金を受け取れるようになる。

年金支給割合、国会で議論に 支給水準の指標、計算方式で差

朝日新聞 2016 年 10 月 27 日



高齢者が受け取る年金は現役世代の収入に対してどれくらいの割合なのか。政府が将来の年金支給額を保障する「物差し」とする所得代替率が臨時国会で議論になっており、26 日の衆院厚生労働委員会でも取り上げられた。いまの計算方法では高く算出され、生活実態に合わなくなっているという指摘だ。

■所得代替率とは

代替率は、高齢者の生活を支える年金の支給水準の指標になっている。所得代替率が高ければ、いまの高齢者の年金水準は高い状態となる。一方、年金財政は厳しくなり、将来の年金支給に回るお金は減る。少子高齢化が進むなか年金財政は限りがあるため、バランスに配慮して所得代替率は将来も「50%以上」を確保することが法律で定められている。

所得代替率は現在、40 年間に会社勤めだった夫と専業主婦による高齢者夫婦のモデルが

受け取る年金額を現役世代の平均的な収入で割る。共働きが増えていることなどから、厚労省はモデルケースの変更を含めて所得代替率のあり方について検討している。

その計算方式は法律で定められ、分母となる現役世代の収入は税や社会保険料を除いた「手取り」とし、分子となる年金額は税や社会保険料を含めた「額面」としている。

主な先進国では、分子も分母も条件をそろえている。なぜ日本は分母と分子で条件が異なるのか――。

厚労省年金局によると、まず分子の年金額を額面とすることを決めた。将来の税額や医療介護などの保険料がどうなるか見通すのが難しいためだ。額面にすることで「これだけの年金額を保障します」という目標値という意味合いもある。

1994年までは分母も額面で計算していた。だが、現役世代の保険料負担が増えていくことが見込まれ、現役世代の手取り収入が減るのに年金額は変わらないのは「世代間のバランスが悪い」として、分母である現役世代の収入を手取りに変えたという。その結果、所得代替率は上がり、年金額は変わらないのに相対的に年金水準が大きく見えるようになった。

分母と分子の条件をそろえた計算方式では、現行の計算方式よりも所得代替率が大きく下がる。厚労省によると、14年度の62・7%が、いずれも手取りで計算すれば53・9%に、いずれも額面で計算すれば50・9%になるという。

国会では、この点が論戦になっている。

■長妻氏「生活実態反映せず」／厚労相「物差しの役割重視」

議論の発端は21日の衆院厚労委員会だった。年金の支給水準の指標としての「物差し」の役割を重視するか、生活実態を反映するかという議論だ。

民進党の長妻昭氏は現行の計算方式について、「分母は手取りなのに分子が額面と、バラバラになって生活実態を反映していない」と指摘。これに対して塩崎恭久厚労相は、分母と分子をそろえると所得代替率が大幅に下がることを認めたとうえで、計算方式を変えることは「物差しとしての役割を果たせないこともありうる」と強調。指標としての連続性が損なわれることもあって厳しいとの考えを示し、「今までの連続性もあり、何に重きをおいて代替率を使うのか考えないといけない」と述べた。

長妻氏は26日の衆院厚労委でも、「バラバラな分母・分子で、結果として大きく見せるような数字になっている」と重ねて指摘。塩崎氏は「次の財政検証に向けて、何が国民にとって意味のあることなのかを検討していく」と述べた。

日本総研の西沢和彦主席研究員は、現行の計算方式について「確かに法律に書いてある通りに計算されているが、今の所得代替率は生活実感に合っていない」と指摘。「現役世代だけでなく、年金を受け取っている人にとっても生活者として手取りが重要。税金や介護、医療の保険料が上がれば、年金の手取りは減るが、今の計算方法だとそれが表にあらわれない。国民にわかりやすい『物差し』を改めて考えるべきではないか」と話している。

経済協力開発機構（OECD）では加盟国の年金支給水準を比較する指標の一つとして、各国の所得代替率を公表。分母と分子がいずれも額面の場合と、手取りの場合の2通りで計算する。本人のみのモデルで、日本が公表している会社員と専業主婦の夫婦モデルの所得代替率より低くなる。

13年11月にOECDが公表した所得代替率は、日本はいずれも額面なら35・6%、いずれも手取りなら40・8%。ほかの先進国と比べ低い水準となった。当時、厚労省は、この数値を見る際の「留意点」を公表。年金を減額する仕組みが完了した段階の水準として、「現時点の水準はこれより7ポイント程度高い」などと補足している。

■「50%以上」5年ごとに検証

将来にわたり、確保することが法律で約束されている「50%以上」の所得代替率は、ちゃんと守られるのだろうか。チェックするのが5年ごとに行われる財政検証だ。厚労省

が、最新の人口や経済状況のデータを反映して100年先までの収支を見通し、将来の所得代替率を推計する。

直近は14年に行われ、高い経済成長を見込むと30年後以降にも50%を上回る水準を維持できる、と試算された。年金は収入に比例して増えるため、経済成長で賃金が増えて将来もらえる年金水準も上がるなどが理由だ。一方、低成長なら50%を割ると出た。

そもそも、財政検証で使われる経済シナリオには「甘い」との指摘もある。前々回の09年検証では、実質賃金上がり続けて経済成長率が実質0.8%のプラスが続くことなどを前提に試算し、批判を受けた。このため、直近の財政検証では8通りのシナリオを想定。だが、50%を維持できるとした「高成長」の5ケースでは少子化で労働力不足が懸念される中、女性や高齢者の労働参加が進むのを前提としている。

法律では、検証から5年以内に50%を下回りそうになれば制度の見直しを検討すると規定している。高齢者や現役世代に、給付カットや保険料アップといった負担増を新たに求める仕組みが導入される可能性がある。

■計算式「額面」でそろえると 04年度所得代替率、49.8% 厚労相

塩崎厚労相は26日の衆院厚労委で、所得代替率の分母となる現役世代の収入と分子となる高齢者の年金について、額面にそろえた場合、今の年金制度になった04年度の代替率は49.8%になると明らかにした。14年度は少し改善して50.9%になるという。

長妻氏の質問に答えた。条件をそろえると、政府が公約する「50%以上」を04年度時点で下回っていたともとれるが、塩崎氏はそもそも計算方式が現行と違うとして「50%との比較は意味があるとは思えない」と強調した。

一方、長妻氏が生活実感に合わせるため、現役世代の収入も年金も手取りにそろえて試算し、50%を下回る時期を明確にするよう求めたのに対し、塩崎氏は「国民に混乱を生じさせる恐れがある」と否定的な考えを表明した。長妻氏は、14年の財政検証での高い経済成長を見込むシナリオなら25年に下回るとの独自試算を示した。

<おことわり> 厚生労働省の年金試算については、22日付朝刊で報じた記事の一部を26日付朝刊で訂正しました。

塩崎厚労相は21日の衆院厚労委員会で、所得代替率の計算方式を変えることについて「物差しとしての役割を果たせないこともありうる」と慎重な姿勢を示しました。この発言について朝日新聞は、現行の計算方式では不十分だという見解を塩崎氏が示したものと取り違えました。その結果、見出しや記事の中での誤りにつながりました。国会で議論になっている年金の支給割合を試算する仕組みについて、改めて取り上げました。

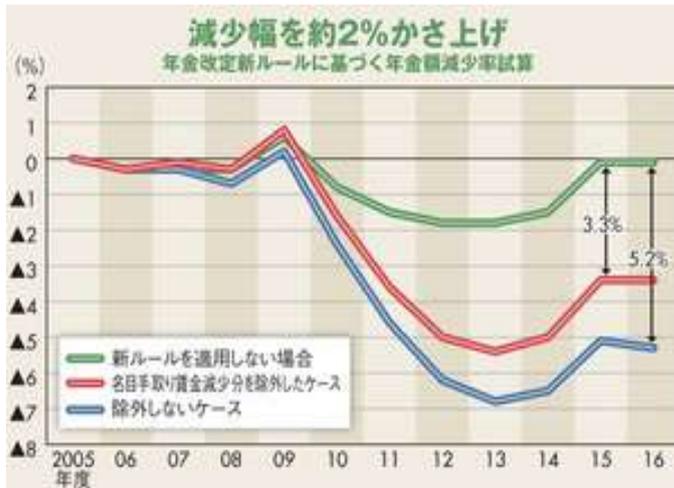
■先進諸国の公的年金の所得代替率（分母も分子も額面）

国名	所得代替率 (%)	
日本	35.6	米国 38.3
英国	32.6	カナダ 39.2
ドイツ	42.0	フランス 58.8

（2013年のOECD資料などから作成。本人分のみで、日本は減額する仕組みによる調整が終了した段階の水準）

「年金カット法案」の減少率試算に厚労省の欺瞞

週刊ダイヤモンド編集部 2016年10月26日



3%と5.2%。これは、現在国会で審議中の年金制度改革法案に基づく公的年金額減少率の現在の水準からの減少幅に関する厚生労働省と民進党の井坂信彦議員の試算結果だ。

名目手取り賃金が減少した場合に、従来の仕組みより年金額の減少率を大きくすることは、今回の改定の柱の一つだ。

具体的には、これまで名目手取り賃金が減少した場合、物価が上昇していれば、翌年の年金額は据え置き、物価の下落率が名目手取り賃金の減少率より小さい場合は、物価の下落率に合わせて年金額を減額していた。それを、今回の改定案では、どちらのケースでも名目手取り賃金の減少率に合わせて年金を減額するようにする。

民進党はこの法案を「年金カット法案」と称して安倍政権を追及している。井坂議員は10月4日に、2005年度までさかのぼって今回の法案の改定ルールを適用した場合、16年度の年金額減少率が現在より5.2%減少するとの試算を提示した。同党は、政府にも同様に今回の改定案に基づいた試算を提出するよう求めている。

17日に厚生労働省から公表された結果が3%。なぜ、井坂議員の試算と差が生じるのか。

年金保険料を除外

厚生労働省は、試算の減少幅の違いについて、17年度まで続く厚生年金保険料の引き上げがもたらす可処分所得減少による名目手取り賃金減少分が反映されていないことを理由に挙げる。反映しない分、1年当たり0.2%ほど年金額の減少幅が小さくなる。

改正案で新ルールを適用する21年度からは、厚生年金保険料引き上げによる可処分所得減少の影響がなくなる。これを受けて今回の試算の場合も、「保険料引き上げによる減少分を反映しなかった」というのが厚生労働省の言い分だ。

しかし、名目手取り賃金の増減を年金額改定に反映するとしている以上、減少分の算出から除外するのはおかしい。年金カットだとの批判をかわすために、減少幅を小さくするための方便と言われても仕方ないだろう。

今回、本誌編集部で過去の年金改定時に使われた物価上昇率、名目手取り賃金上昇率を使って、厚生労働省が前提とする年金保険料による名目手取り賃金減少分を除外したケースと除外しないケースで、新ルールを05年度までさかのぼって適用した場合の年金額減少率を試算し、適用しない場合の16年度における減少率の水準と比較した。除外しないケースとの減少率の差は、民進党の井坂議員のケースと同じ5.2%となった。除外したケースでは3.3%と3%を超えた。

厚生労働省に3%を超えたことを伝えたところ、「試算結果の3%は丸めた数字。丸めていない結果は答えられない」との回答が返ってきた。3%を超える結果を丸めての3%であれば、なおさら減少幅を小さくしようという意図を感じざるを得ない。

賃金の減少幅に合わせて年金額を減少させることを徹底する今回の改定案は、年金制度の持続性を高める。それに反対する民進党の見識ははなはだ疑問。だが、年金カットの批判をかわすためとしか思えない、減少幅が小さくなるよう前提を置いた試算をする厚生労働省の姿勢は欺瞞というほかない。

(「週刊ダイヤモンド」編集部 竹田孝洋)

民進党の「年金カット法案批判」は見当違いだ

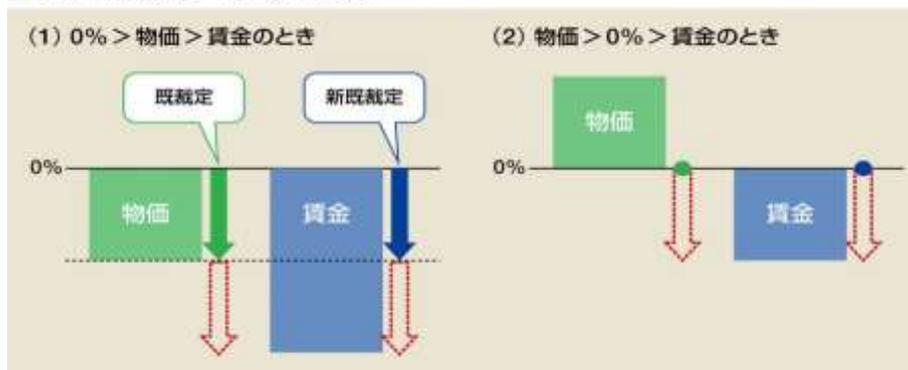
将来世代の給付底上げへ、冷静に議論すべき

週刊東洋経済 2016年10月27日

民進党の「悪癖」が再び顔をもたげている。今臨時国会で審議中の年金制度改革法案について、同党の玉木雄一郎幹事長代理や山井和則国会対策委員長らが「年金カット法案」と強硬な批判を展開している。しかし、その内容は制度に対する誤解を含め、まるで見当違いの主張だ。有権者を混乱させるという意味では、かつて民主党政権が「嘘つきマニフェスト（選挙公約）」と呼ばれた時代に逆戻りしつつある。

民進党が批判するのは、同法案中の年金額改定ルール変更の部分。名目賃金上昇率がマイナスで、物価上昇率よりも低い場合には、新規裁定や年金受給済みの既裁定の年金額を賃金変動に合わせて改定するというものだ。確かにこのようなケースに該当した年には、現行の改定額より年金受給額が減るのは事実で、民進党が「年金カット法案」と呼ぶゆえんだ。

■ 年金額改定ルールの変更案



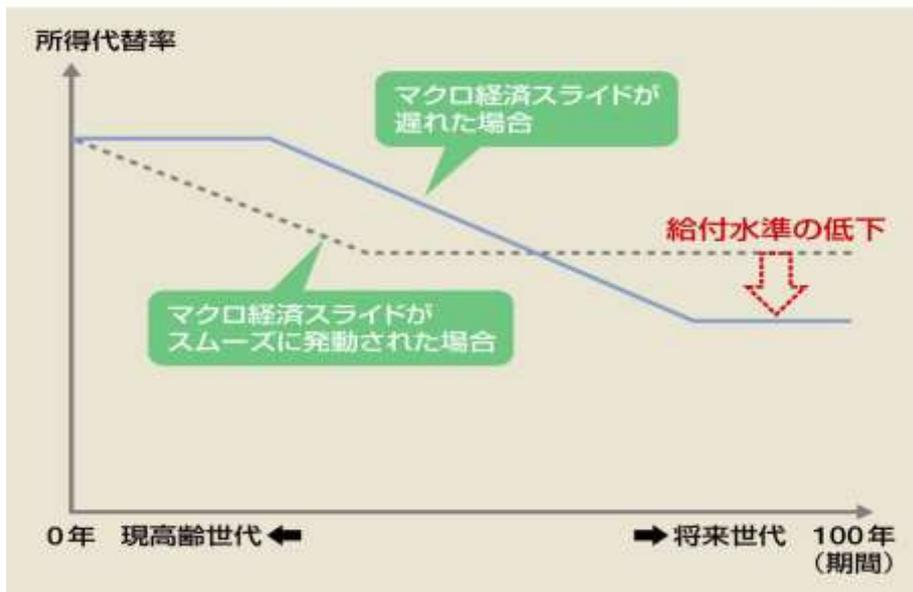
年金改定法案は将来世代の受給額を増やすもの

だがそうした批判は、木を見て森を見ない議論にほかならない。なぜなら、この改定ルールの変更で将来世代（現役世代）の年金受給額は逆に「増える」からだ。なぜそうなるのか、年金制度をひもときながら見ていこう。

2004年の制度改革以降、日本の年金制度は大きく姿を変えた。年金保険料率の上限を決めて負担増を封印、その範囲内で見込まれる今後約100年間の収入と一致するよう、年金給付額を自動調整していく制度に変わったのだ。

このとき、給付を自動的に削減していく機能を「マクロ経済スライド」というが、これによる現高齢世代での削減がスムーズに進めば進むほど、将来世代の給付は高くなる（目減りが削減される）。100年間の収入総額は一定で、これを現高齢世代と将来世代の間で分け合っている構造だからだ。

■ マクロ経済スライドと将来世代の給付水準の関係



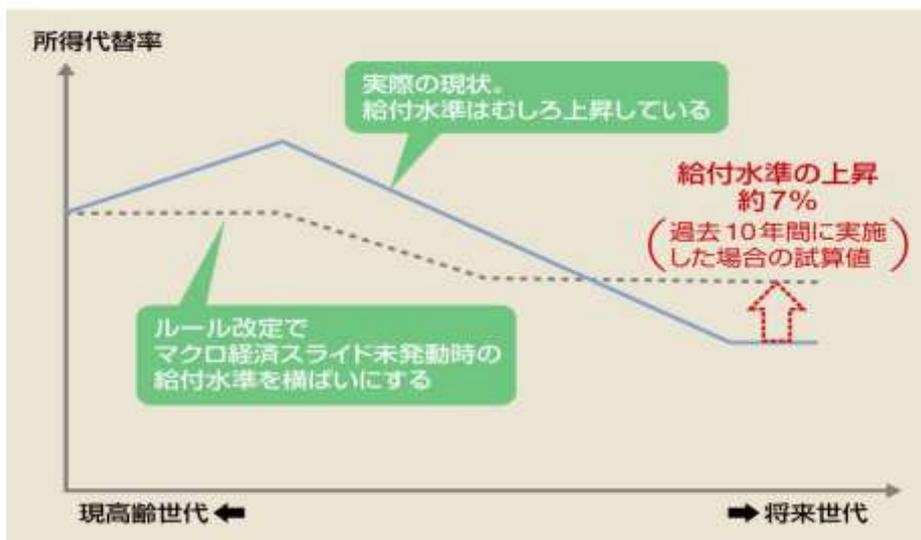
改正はマクロ経済スライドの発動を可能にする

実は今法案には、このマクロ経済スライドを部分的にはあるがデフレ下でも発動できるような改定項目も含まれている。現在のマクロ経済スライドは賃金や物価の伸びが低かったりマイナスだったりすると、フル発動できないという弱点がある。このため、これまでほとんど発動できず、現高齢世代の給付削減が進まず、将来世代の給付が当初想定より一段と低下していくという悪循環に陥っている。

このため今回のマクロ経済スライドのルール改定はそれを防止するためのものであり、民進党も民主党政権時代に「調整をやらないで先送りすれば（中略）先の世代ほど負担が重くなるわけですから（中略）物価が上がった下がったに関係なく（マクロ経済スライドの発動を）やっていけるような仕組みを議論すべき」（岡田克也副総理＜当時＞、2012年5月30日）とその問題の所在をきっちりと理解していた。

現在、民進党が批判する年金改定額のルール変更も、実はこれとまったく同じ目的のものだ。先述のとおり、これまでマクロ経済スライドの発動がほとんどできなかったが、この間、年金給付水準（所得代替率）は横ばいであってよいものが、実際は上昇しているのだ。それだけ、マクロ経済スライドの未発動分以上に現高齢世代の取り分が増え、将来世代の給付が減っているということだ。

■ 年金額改定ルールを変更するとどうなるか（イメージ図）

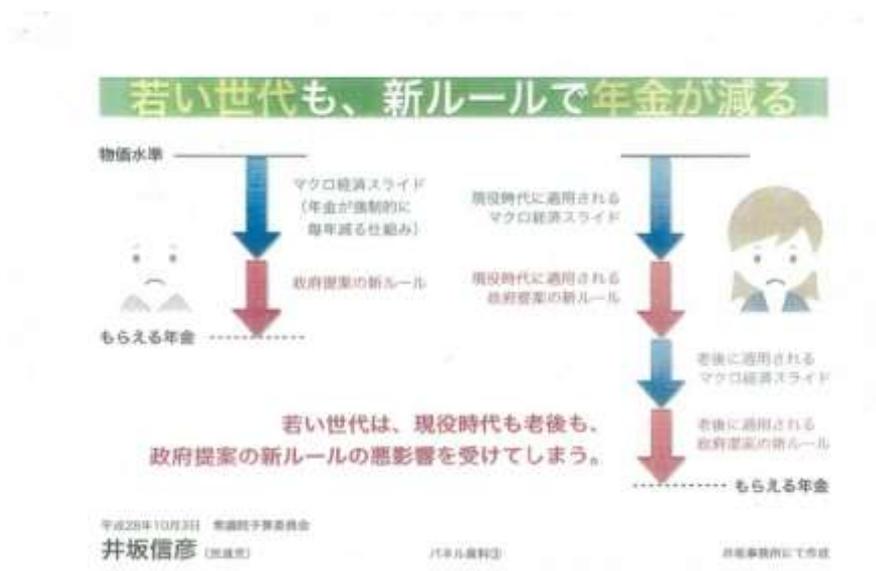


現状が続けば将来世代の給付はさらに低下

なぜマクロ経済スライド未発動の際、現高齢世代の所得代替率は横ばいではなく、上昇してしまうのか。その理由は現行の年金額改定ルールにある。日本経済の賃金デフレが続く中で、これまで名目賃金上昇率が物価上昇率を下回る年が多かった。そのとき、年金額を低いほうの賃金ではなく、物価に合わせるなどして改定していたため、所得代替率が上昇してしまったのだ。

今後もこうした傾向が続くなら、現高齢世代の給付水準は上昇し、将来世代の給付がさらに低下していくことになる。これを避けるために、マクロ経済スライドとともに、年金額改定ルールの変更にも動いたわけだ。

民進党はそもそもこうした公的年金制度の仕組みを理解できないまま、批判を繰り返した可能性がある。それを示すのが「若い世代も、新ルールで年金が減る」とした資料。これは民進党の井坂信彦議員が衆院予算委員会での追及で使ったパネルボードだ。ここには、今回のルール改定により、現高齢世代だけでなく、将来世代の給付も減ると明記されている。



「若い世代も、新ルールで年金が減る」は誤り

だが、先に説明したように、将来世代の給付は増えるのであり、このパネルボードの絵で言えば、年金額改定ルール変更によって将来世代のマクロ経済スライドによる削減部分が圧縮されることで給付増加は実現する。国会でこのような有権者を混乱させる言説を展開することについては、批判が出そうだ。

また朝日新聞の報道によると、蓮舫・民進党代表も東京都内で記者団に「年金カット法案、国民のみならず、現役世代も年金をもらうときに、一律に下げられる形（の法案）なので、全国民が対象になっている。我々は、審議を求めるときに、（法案による年金支給額の）試算を出した。政府は、それを非難するのであれば、真摯（しんし）に自分たちの試算を出して、どっちがリアルなのか（示すべきだ）。この審議から、今の政権は逃げているので、街頭でしっかりお訴えをするべきものだと判断している」と話したという。

厚生労働省は民進党の要求に応じて10月17日、試算結果を公表した。それによると、仮に今回の年金額改定ルール変更を過去10年間に適用した場合、現高齢世代の年金給付は今より3%減る一方、将来世代の給付水準はルール変更なしの場合に比べ、7%程度上昇するという結果になった（実際のルール変更は2021年4月）。

民進党は「政争の具」にしている

これに対し、民進党や社民党は「国民をだますようなやり方は許されない」と逆に一段

と反発を強めた。過去 10 年はデフレ時代だったのに対し、将来世代の給付水準を試算する経済前提が楽観的だからだというのがその理由だ。しかし、実際には厚労省の試算は同一の経済前提の上で、年金額改定ルールを変更した場合と変更しなかった場合の差を示したのであり、経済前提の違いはあまり試算に影響しない。

このような中で、長妻昭元厚生労働大臣に至っては「今すぐ"抜本改革"に取り組む必要がある」と主張し始めており、完全にかつての民主党に先祖返りしつつある。

世界最速の少子高齢化が進む中、現在の公的年金制度は年金財政の均衡を優先し、将来の給付水準を後回しにしている。それだけに将来世代の年金給付をいかに底上げするかが喫緊の課題であり、今回の改定ルール変更はその中の一つに位置づけられる。「政争の具」とするのではなく、冷静な議論が求められる。